

消費者

5月は消費者月間です 消費相談の現状のお知らせ

今回は令和元年度に消費者センターへ寄せられた相談の状況などを紹介します。

【相談件数】

消費者センターへ寄せられた相談件数は、3131件です。

このうち41%が60才以上の高齢者からの相談で、依然として多い傾向にあります。

【相談内容】

相談内容で一番多かったのは、「デジタルコンテンツ」319件で、「架空請求」や「ワンクリック請求」が多いです。次に「健康食品」189件で、「通信販売の「定期購入」が増えています。



【対処法】

◆架空請求

メールやショートメッセージで身に覚えのない請求があっても、連絡せず、無視しましょう。連絡すると個人情報聞き出され、「裁判になる」と脅され、高額な請求を受ける場合があります。

◆ワンクリック請求

消費者が申し込みを行う前に、

その申し込み内容などを確認するための画面が出ないまま、いきなり契約成立になったかのように見せかけ、高額な請求をする手口です。事業者がこつこつた確認画面を用意していない場合は、申し込みは無効と主張できません。契約は成立していないので連絡せず、無視しましょう。

◆定期購入

インターネットに初回お試し特別価格100円などと目立つ広告があり、定期購入などの購入条件が離れた場所に小さく表示されている場合があります。消費者は条件に気づかず、1回だけのつもりで注文したら2回目の商品が届き、定期購入契約を結んでいたと気づきます。広告に条件の表示があれば、原則事業者が応じない限り解約ができないので、画面の隅々までよく読み、契約内容を確認のうえ注文しましょう。

* * *

迷ったときや困ったときは消費者センターにご相談ください。

■問い合わせ

消費者センター(☎829・1234)